

沖縄市教育大綱

(案)

(平成 28 年度～平成 32 年度)

平成 28 年 6 月

沖 縄 市

目 次

1	沖縄市教育大綱の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(1) 教育大綱策定の背景	
	(2) 沖縄市教育大綱の策定の趣旨	
	(3) 沖縄市教育大綱の対象期間	
2	沖縄市教育大綱の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	基本方針1：こどもの豊かな成長を支える教育の充実	
	基本方針2：家庭や地域のつながりによる教育力の向上	
	基本方針3：生涯を通じた学習の推進	
	基本方針4：地域に学び将来を担う人材の育成	
3	沖縄市教育大綱の基本方針に基づく主な取り組み・・・・・・・・	4
	基本方針1：こどもの豊かな成長を支える教育の充実・・・・・・・・	4
	(1) 発達や学びの連続性を踏まえた教育	
	(2) 幼稚園・保育所等を通じた幼児教育	
	(3) 生きる力を育む義務教育	
	基本方針2：家庭や地域のつながりによる教育力の向上・・・・・・・・	5
	(1) 地域との連携による教育	
	(2) 家庭における教育	
	基本方針3：生涯を通じた学習の推進・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	(1) 学びの機会の確保	
	(2) 地域を拠点とした社会教育	
	基本方針4：地域に学び将来を担う人材の育成・・・・・・・・	7
	(1) 地域資源を活用した学習活動	

1 沖縄市教育大綱の策定にあたって

(1) 教育大綱策定の背景

地方公共団体の長は、民意を代表する立場にあるとともに、教育行政においては、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有しています。また、近年の教育行政においては、福祉や地域振興などの一般行政との綿密な連携が必要となっています。

これらを踏まえ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、地方公共団体の長に、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定を義務付けることにより、地域住民の意向をより一層反映するとともに、地方公共団体における教育や文化等の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとしております。

(2) 沖縄市教育大綱の策定の趣旨

市長と本市教育委員会が地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、民意を反映した教育行政の推進をはかるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、沖縄市における教育及び文化の振興に関する総合的な施策の根本となる方針を定めます。

(3) 沖縄市教育大綱の対象期間

対象期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

ただし、この期間において、教育分野を含む状況の変化や施策の進展状況などを踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行うことができるものとします。

2 沖縄市教育大綱の基本方針

基本方針1：こどもの豊かな成長を支える教育の充実

こどもの発達段階や特性、学びの連続性を踏まえ、質の高い教育・保育や安全で安心な教育環境のもと、一人ひとりの能力を最大限に伸ばし、生涯にわたって自己実現を目指すために必要な知・徳・体の調和がとれた生きる力を育成します。

また、困難や課題を抱えるこどもたちが、取り巻く環境によって将来が左右されることのないよう教育を受ける機会を確保します。

基本方針2：家庭や地域のつながりによる教育力の向上

家庭や地域、学校と連携した学びの支援や居場所づくり等とおして、こどもの健やかな成長と親の育ちを支えることで家庭の教育力を高めるとともに、市民の学習活動を促進し、地域社会への参画をおして共に支えあえる人材の育成に取り組み、地域の教育力の向上を図ります。

基本方針3：生涯を通じた学習の推進

社会を生き抜く力や地域社会の担い手となる力を養成するとともに、より豊かな人生がおくれるよう、ライフステージに応じた学習やスポーツの機会の提供、学習環境の充実など多様なニーズへ対応し、市民一人ひとりの学びを推進します。

基本方針4：地域に学び将来を担う人材の育成

これまで受け継がれてきた歴史や文化、豊富な地域資源など、本市の特色を活かした学習活動をおして、平和の心を礎に郷土への愛着と誇りを持ち、文化の継承・発展はもとより、社会の各分野における新たな価値等を創造し、次代へとつなげていくことができる多様な人材の育成に取り組みます。

3 沖縄市教育大綱の基本方針に基づく主な取り組み

基本方針1：こどもの豊かな成長を支える教育の充実

＜主な取り組み＞

(1) 発達や学びの連続性を踏まえた教育

- ①こどもの発達および学びの連続性と個人差をふまえ、すべてのこどもがつまりくことなく家庭や保育所等から幼稚園、小学校、中学校へと円滑に移行できるよう、市立幼稚園を保幼小連携の中心的な役割を担う拠点施設として位置づけるとともに、各学校間等の教育の連携の強化を図ります。
- ②発達の気になる子や特別に支援が必要な園児や児童生徒、外国籍等の児童生徒など、個に応じた支援を基本とし、就学前における療育支援から就学後における進学や就労支援等との連携体制の強化により、切れ目のない支援の充実を図ります。
- ③児童虐待をはじめ非行や不登校など保護を要する児童生徒については、沖縄市要保護児童対策地域協議会を中心に、教育委員会及び学校等の積極的な関与など連携体制を強化するとともに、個々の状況に応じた適切な対応を行います。
- ④経済的な理由により、様々な困難や課題を抱える児童生徒への学習支援や、多子世帯の給食費の軽減など就学が困難な児童生徒の保護者への必要な援助を充実します。

(2) 幼稚園・保育所等を通じた幼児教育

- ①こどもの発達段階に応じた質の高い教育・保育が等しく提供され、生涯にわたる人格形成および義務教育の基礎を培い、健康な心と体を育む幼児教育を推進します。
- ②特色ある幼児教育カリキュラムを基本に、特別支援教育および預かり保育の充実をはじめ、市立幼稚園教育の一環である給食の全園実施、並びに4歳児教育の拡充及び3歳児教育の段階的な実施に向け、体制を含む環境整備に取り組みます。
- ③義務教育や人間形成の基礎を培う重要な時期を過ごす保育環境の充実を図るため、保育所への入所待機児童の解消に取り組みます。

(3) 生きる力を育む義務教育

- ①一人ひとりに応じたきめ細かな指導と分かる授業の充実により、生涯にわたり学習することの基盤となる知識・技能や思考力・判断力、学ぶ意欲など「確かな学力」を育成します。
- ②人権教育や道徳教育、平和教育等を推進し、生命や自然を大切にする心や他人に対する優しさ、人との関わり方を学び社会性や規範意識等を育成します。
- ③生きる力の基礎となる健康な心身を育むため、運動に親しむ資質や能力、体力の向上を図ります。
- ④地場産物の活用や食物アレルギーへの対応など安心安全な学校給食を提供するとともに、食に対する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けられるよう食育を推進します。
- ⑤社会的・職業的自立につながる勤労観や職業観等を身に付け、就業意識の向上を図るキャリア教育を推進します。
- ⑥グローバル化や情報化など、多様化・高度化する社会の変化や社会問題等に対応できるよう、国際理解教育や情報教育、科学教育、環境教育、消費者教育等の充実を図ります。
- ⑦老朽化した校舎や体育施設等の改修および新增改築、学校備品の更新など、質の高い教育が提供でき、安心・安全な学校生活がおくれるよう計画的な環境整備をおこないます。

基本方針2：家庭や地域のつながりによる教育力の向上

<主な取り組み>

(1) 地域との連携による教育

- ①学校や地域等との連携のもと、児童館や放課後児童クラブ、放課後子ども教室など、学校内外における放課後等の安全・安心な居場所の充実を図り、児童生徒の健全な育成を推進します。
- ②地域における安全な居場所が確保されるよう、こどもの居場所支援員による学校や各種居場所間のネットワークを構築し、こどもの貧困対策に取り組みます。
- ③学校・家庭・地域の連携を強化し、地域の人材を学校教育や家庭教育へ活かすことで地域ぐるみの子育て・教育を促進します。

- ④ニートやひきこもり等、社会生活を送ることが困難な若者等に対する相談・支援の充実を図るとともに、深夜徘徊防止や非行の未然防止など、次代を担うこども・若者の健全な育成に取り組みます。
- ⑤地域の課題解決に向けた学習や地域活動の支援等を地域コミュニティの形成につなげるため、学校施設を活用した社会教育の充実を図ります。

(2) 家庭における教育

- ①育児不安を解消し保護者の養育力を高めるため、経済的負担の軽減や相談・支援に取り組み、子育て家庭の孤立化を防ぎ、家庭における教育環境の充実を図ります。
- ②すべてのこどもが家庭環境等に左右されずに成長していけるよう、就学援助の充実をはじめ、学校における学習支援及び生活困窮に係る通塾支援を行うとともに、スクールソーシャルワーカーによる学校と各種支援員等との支援体制を構築し、最低限享受すべき教育等の機会を提供します。
- ③経済的な安定や家庭において家族の接する時間の確保、保護者の働く姿勢とおして労働の価値や意味を学ぶことなど、貧困を防止する教育的意義から保護者の就労を促進します。
- ④安心して子育てや家庭教育を行うことができるよう、学習の機会や情報の提供など、家庭の教育力向上につながる支援を充実します。

基本方針3：生涯を通じた学習の推進

<主な取り組み>

(1) 学びの機会の確保

- ①「いつでも・どこでも・だれでも」学ぶことができるよう、各種講座等の開催や学習施設の充実など、こどもから高齢者まで、多様なニーズに対応した生涯学習の機会の提供に取り組みます。
- ②生涯学習によって学んだ成果を地域づくりや地域課題等へ対応できる人材の育成を推進します。
- ③生涯にわたり心身の健康を保持・増進していくことができるよう、市民が主体的にスポーツや健康づくりに親しめる環境づくりを推進します。
- ④高校や大学への進学、海外姉妹都市等への留学など、幅広い教養や専門的能力を高めることができるよう関係機関等との連携を図ります。

(2) 地域を拠点とした社会教育

- ①市立図書館や市立郷土博物館、市立中央公民館など、市民の学習の場となる社会教育施設の充実を図り、家庭や地域等と一体となった社会教育を推進します。
- ②地域づくりや市民活動をけん引する社会教育団体の活動や人材育成を支援します。

基本方針4：地域に学び将来を担う人材の育成

<主な取り組み>

(1) 地域資源を活用した学習活動

- ①沖縄戦の悲惨な体験や教訓を風化させることなく、後世に平和を継承していくため、平和学習や平和事業を推進します。
- ②沖縄市戦後文化資料展示室ヒストリートなど、沖縄県の戦後を象徴する本市の歴史・文化の学習機会を提供します。
- ③エイサーや音楽、伝統芸能や文化芸術、しまくとぅばや文化財などに触れる機会や体験をとおして、主体的な活動を促進し担い手の育成に取り組みます。
- ④沖縄こども未来ゾーンなど青少年の健全育成拠点の充実を図り、豊かな知恵や感性、創造力を備えた人材育成に取り組みます。